別添２

「観光人材確保加速化事業」
委託業務企画提案指示書（案）

１　委託業務名
令和８年度観光人材確保加速化事業委託業務

２　目的
地方の厳しい人材不足に対応するため、道内各地域の観光関連事業者向けの研修会やセミナー等を実施するほか、小・中学校から高校、社会人に至るまでの幅広い年代に対し、一貫した人材の確保・育成の取組を進める体制を整え、観光教育の普及・啓発等を図る。

３　委託期間
委託契約の日から令和９年（２０２７年）３月１０日（水）まで

４　委託業務の内容
以下の（１）～（１４）を一体的かつ総合的に企画・運営・実施すること。
なお、事業をより効果的なものとするため、以下に記載がない独自の取組の積極的な提案を期待する。

（１）北海道観光を担う「観光塾」
内容　：事業者と行政やＤＭＯ等が地域課題解決を共に学ぶセミナーを企画・実施
対象　：道内観光関連事業者、ＤＭＯ・観光協会、自治体職員等
回数　：道内２日間の研修×５回以上、道外研修×１回以上
企画　：研修内容（道内・道外）、時期、回数、募集方法、講師、参加者見込数

（２）従業員研修
① 派遣型研修
内容　：観光関連事業者への各現場に、依頼に応じた講師を派遣、研修を企画・実施
対象　：道内観光関連事業者
回数　：３５回以上
企画　：研修内容、時期、回数、募集方法、講師、派遣先事業者名

② 集約型研修
内容　：地域での取組に課題解決の一助となるテーマを踏まえた集約型研修を企画・実施
対象　：道内観光関連事業者、ＤＭＯ・観光協会、自治体職員等
回数　：４回以上
企画　：研修内容、時期、回数、募集方法、講師、参加者見込数

（３）外国語ガイド育成研修
①　ｅラーニング研修を実施

内容　：全国通訳案内士試験対策コース・初級者コース・上級者コースを企画・実施
対象　：全道の受講希望者（全国通訳案内士資格取得希望者向け）
回数　：英語・中国語・韓国語の各１５講義以上（1 講座４５分程度）
企画　：研修内容、時期、回数、募集方法、講師、参加者見込数

② 模擬バスツアー研修、ツアー帯同研修、マッチングイベントの実施
内容　：実践的な手法を学ぶための研修及び就業機会を拡大するイベントを企画・実施
対象　：ｅラーニング研修受講者
回数　：模擬バスツアー研修３回以上、ツアー帯同研修１０名以上、イベント１回以上
企画　：各研修内容、時期、回数、募集方法、講師、参加者見込数

（４）出前講座
内容　：学校へ講師を派遣、観光産業への理解を高め、観光教育の普及啓発を企画・実施
対象　：小学校、中学校、高校、大学・専門学校（調理師専門学校を含めること）
回数　：８０校以上（小・中・高校は道内の４０校とし、大学・専門学校は、道外も実施）
企画　：実施方法、講座内容、時期、回数、募集方法、講師、見込学校数

（５）職場見学会
内容　：学校と宿泊事業者との職場見学会を企画・運営・実施
対象　：小学校、中学校、高校、大学・専門学校（調理師専門学校を含めること）
受入先：道内の宿泊事業者
回数　：３０校以上（送迎バス代を含めること）
企画　：実施方法、見学内容、時期、回数、募集方法、送迎バス、フォローアップ体制

（６）インターンシップ
内容　：３日以上、１ヶ月未満の就業体験を、参加者と受入先の希望を調整・実施・運営
対象　：高校、大学・専門学校（調理師専門学校を含めること）、求職者等
受入先：道内の宿泊事業者
回数　：１００名以上（参加者、受入先のフォローアップを行うこと）
保険　：就業体験時の参加者傷害保険及び損害賠償保険に加入すること
企画　：実施方法、内容、時期、募集方法、フォローアップ体制、保険内容

（７）学校交流会
内容　：道内外大学、専門学校と観光事業者との交流・情報交換の機会を企画・運営
対象　：道内外大学、専門学校（調理師専門学校を含めること）
回数　：道内外４カ所以上（道内２カ所以上、道外２カ所以上）
企画　：実施方法、内容、時期、募集方法、参加者見込数

（８）観光人材バンクの設置
内容　：求職者と宿泊事業者等とを斡旋するプラットフォームの企画・開設・運営

対象　：道内の宿泊事業者、観光関連事業者等
参加者：全国の求職者等（調理師含む）、道内の宿泊事業者等
回数　：宿泊事業者２０以上、求職者２０名以上の登録を見込むこと
企画　：運営体制、時期、募集方法、フォローアップ体制、登録見込数

（９）宿泊業のための相談窓口の設置・専門家派遣
内容　：相談窓口を設置し、課題を抱える宿泊事業者等へ専門家派遣の運営・実施
対象　：道内の宿泊事業者、観光関連事業者等
回数　：宿泊事業者３０事業者以上
企画　：運営体制、受付時間、期間、専門家、コンサルティング内容、相談見込件数

（１０）宿泊業のためのマッチングイベント
内容　：道内宿泊事業者等のためのマッチングイベントの企画・開催・運営
対象　：道内の宿泊事業者、観光関連事業者等
参加者：全国の求職者等（調理師を含むこと）
回数　：首都圏等３回以上開催（求職者各６０名以上／出展者各１５者以上見込むこと）
企画　：実施体制、時期、場所、募集方法、来場見込数、出展者見込数、マッチング方法

（１１）大学向け観光産業論講義
内容　：大学への寄附講座として、大学での観光産業論の講義を企画・実施
対象　：道内大学
回数　：講義１２回以上、野外ワークショップ４回以上（道内３大学程度を見込むこと）
企画　：実施体制、時期、講義内容、講師、講義見込数、参加見込大学名

（１２）道内商業高校向け観光ビジネス授業学習の定着
内容　：観光データを活用した観光ビジネス授業の普及・啓発のための講義の企画・実施
対象　：道内商業高校等
回数　：講義６回以上（全道６地域開催）、報告会１回
企画　：実施体制、時期、授業内容、講師、講義見込数、参加見込高校名

（１３）観光教育教材開発
内容　：小・中学校向け観光教育（基礎教育・地域学習・郷土愛醸成）の教材の企画製作
対象　：道内小・中学校向け
回数　：観光教育副読本、教員用手引書の製作（５０００部印刷）
企画　：制作体制、制作時期、教材内容、予定ページ数、監修者

（１４）観光教育の啓発・機運醸成
内容　：モニターツアーの企画・募集／道民向けの観光教育の啓発・機運醸成の企画運営
対象　：道内小・中学生の親子　　／北海道住民
回数　：モニターツアー４回以上　　／啓発セミナー４回以上、ＰＲサイトの制作・広報

企画　：企画内容、実施時期、回数、募集方法、参加者見込数、PR サイト回覧見込数

（１５）事業報告書

事業終了時には事業報告書を提出するものとする
紙媒体及び電子データ各１部
参加者へのアンケートを実施し、集計・分析を行い、反映すること
１０月末に、中間報告書を提出すること

（１６）留意事項

業務内容に応じて、専門家や関係団体と協働し、事業実施の体制を提案すること
業務内容に応じて、地方を優先して事業実施できる内容を提案すること
業務内容に応じて、回数・企画に対応した内容を提案すること

５　成果目標

（１）アウトプット：（１）～（１４）の回数
（２）アウトカム　：本事業による道外から就業した人数　２０人以上

６　プロポーザル参加の資格要件

（１）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。
（２）コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア　民間企業、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ　原則として、過去２年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ｱ)　本店及び事業所が所在する都道府県の税

(ｲ)　消費税及び地方消費税

キ　コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ｱ)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
(ｲ)　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
(ｳ)　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

７　審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

（１）業務遂行能力

業務を遂行するに当たっての十分な実績を有し、観光産業の事業者や関係団体とスムーズな連携・協力体制や、適切な業務処理体制が確保されているか等、全体的な業務遂行能力があること。

（２）　企画提案の適合性

①　北海道観光を担う「観光塾」
関係団体と連携した実施体制、専門的な研修プログラムとなっていること。

② 従業員研修
適切な講師選定やスキルアップに繋がるような研修内容となっていること。

③　外国語ガイド育成研修
ｅラーニング研修等が具体的かつ効果的な内容となっていること。

④　出前講座
学校との協力体制や学校の募集・確保が効果的に図られていること。

⑤　職場見学会
学校と宿泊事業者との協力体制や学校の募集・確保ができること。

⑥　インターンシップ
宿泊事業者との協力体制や参加者の募集・確保が効果的に図られていること。

⑦　学校交流会
道内の観光産業への就職の動機付けにつながるような適切な内容であること。

⑧　観光人材バンクの設置
事業者・求職者双方の登録者数やマッチング後のフォロー体制が十分であること。

⑨　宿泊業のための相談窓口の設置・専門家派遣
事業者の課題や相談ニーズを把握し、適切な専門家を派遣できる体制であること。

⑩　宿泊業のためのマッチングイベント
休職者、出展者への募集が適切であり、十分な人数を見込める企画であること。

⑪　大学での観光産業論講義
大学との協力体制、適切な講師選定、専門的な講義内容であること。

⑫　道内商業高校向け観光ビジネス授業学習の定着
高校との協力体制や教職員のニーズを踏まえた授業内容であること。

⑬　観光教育教材開発
教育現場のニーズを反映した教材設計・副読本・教員手引書となっていること。

⑭　観光教育の啓発・機運醸成
道民への十分な観光教育の啓発・機運醸成の企画提案内容となっていること。

（３）追加提案（有効な提案に対して加点）
（４）「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項
　　道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けているか。
（５）「パートナーシップ構築宣言」に関する事項
　　国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか
（６）「ゼロカーボン・チャレンジャー」に関する事項
　　自ら、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでおり、その取組のメリット等を理解し、道が実施している「ゼロカーボン・チャレンジャー」の登録を受けているか。

８　業務上の留意事項
（１） 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
（２） 業務業務については、事業の周知・広報、参加者の募集及び取りまとめ、講師、会場の手配・設営、運営スタッフの手配、運行管理等一切の業務を行うこととする。
（人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、旅費、広報費、会場使用料、印刷製本費、一般管理費ほか、事業の実施に必要と認められる経費）

９　予算上限額
　１５０，６１０千円（消費税及び地方消費税額含む）
【注１】本業務は、国の地域未来交付金により実施するので、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

１０　応募手続
　参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。
（１） 参加表明書の提出
　ア　提出書類
　　(ｱ)　参加表明書
　　(ｲ)　申出書
　　(ｳ)　誓約書
　　(ｴ)　道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
　　(ｵ)　税を滞納している者でないことがわかる証明書
　　（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））
　　(ｶ)　コンソーシアムにあっては、協定書の写し
　　(ｷ)　次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
　　（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
　　・　健康保険法第 48 条の規定による届出
　　・　厚生年金保険法第 27 条の規定による届出

・　雇用保険法第７条の規定による届出

以下、該当する場合

(ｸ)　「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書（写し可）

(ｹ)　「障がい者雇用」の認定証（写し可）

(ｺ)　「パートナーシップ構築宣言」の宣言書

(ｻ)　「ゼロカーボン・チャレンジャー」の宣誓書

※上記(ｸ)～(ｻ)について、コンソーシアムの場合は各構成員について認定書や認定証等を提出すること。

イ　提出部数

１部

ウ　提出期限

令和８年４月８日（水）午後５時００分（必着）

エ　提出場所

〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道経済部観光局観光地づくり係　担当：大廣

電　話　０１１－２０４－５３０３

オ　提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

（２）　企画提案書の提出

ア　提出書類

(ｱ) 企画提案書は別添の様式に基づき、Ａ４版タテの企画で作成し、提出すること。

(ｲ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ　提出部数

８部（１部は提案者名を記載したもの、残り７部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ　提出期限

令和８年４月１７日（金）午後５時００分（必着）

エ　提出場所

(1)のエに同じ

オ　提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

１１　その他

（１）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

（２）企画提案の採否については、文書で通知する。

（３）参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに１０の（１）エの担当者に連絡すること。

（４）本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
（５）手続きにおいて使用する言語及び通貨
　　日本語及び日本国通貨
（６）契約書作成の要否
　　要
（７）契約保証金の納付
　　要（但し、免除規定あり）
（８）関連情報を収集するための窓口
　　１０の⑴エに同じ。
（９）プロポーザルに関する説明
　　提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。
　　ただし、提出者が５名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
（１０）審査結果及び特定者名
　　公表する。